

# R 2 病経 旧徳島県立海部病院

## 牟・中村 屋上防水改修工事 (1)

目次	
図面番号	図面名称
A-1	特記仕様書 1
A-2	特記仕様書 2
A-3	附近見取図 配置図
A-4	1階屋上防水平面図
A-5	断面図 (1)
A-6	断面図 (2)
A-7	詳細図 バラベツト笠木金物廻り バラベツト廻り
A-8	詳細図 改修ドレイン 脱気筒廻り 伸縮目地材廻り 換気塔

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R2病棟 旧徳島県立海部病院 車・中村 屋上防水改修工事(1)
2. 工事場所	海部郡年岐町大字中村
3. 敷地面積	m <sup>2</sup>
4. 工事種目	※工事内容：「階屋上防水改修工事(南側)」
5. 工事区分	※図示による。
6. 工 期	工事完成年月日は 令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

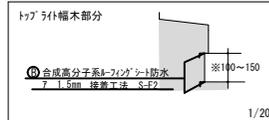
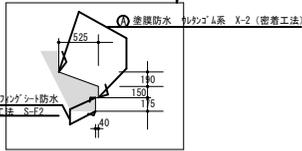
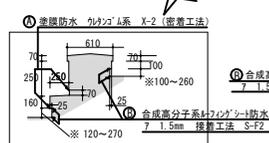
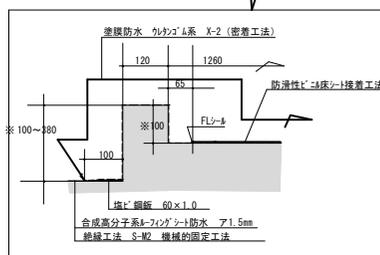
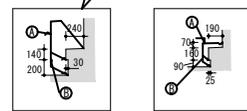
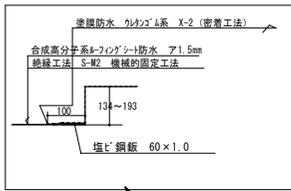
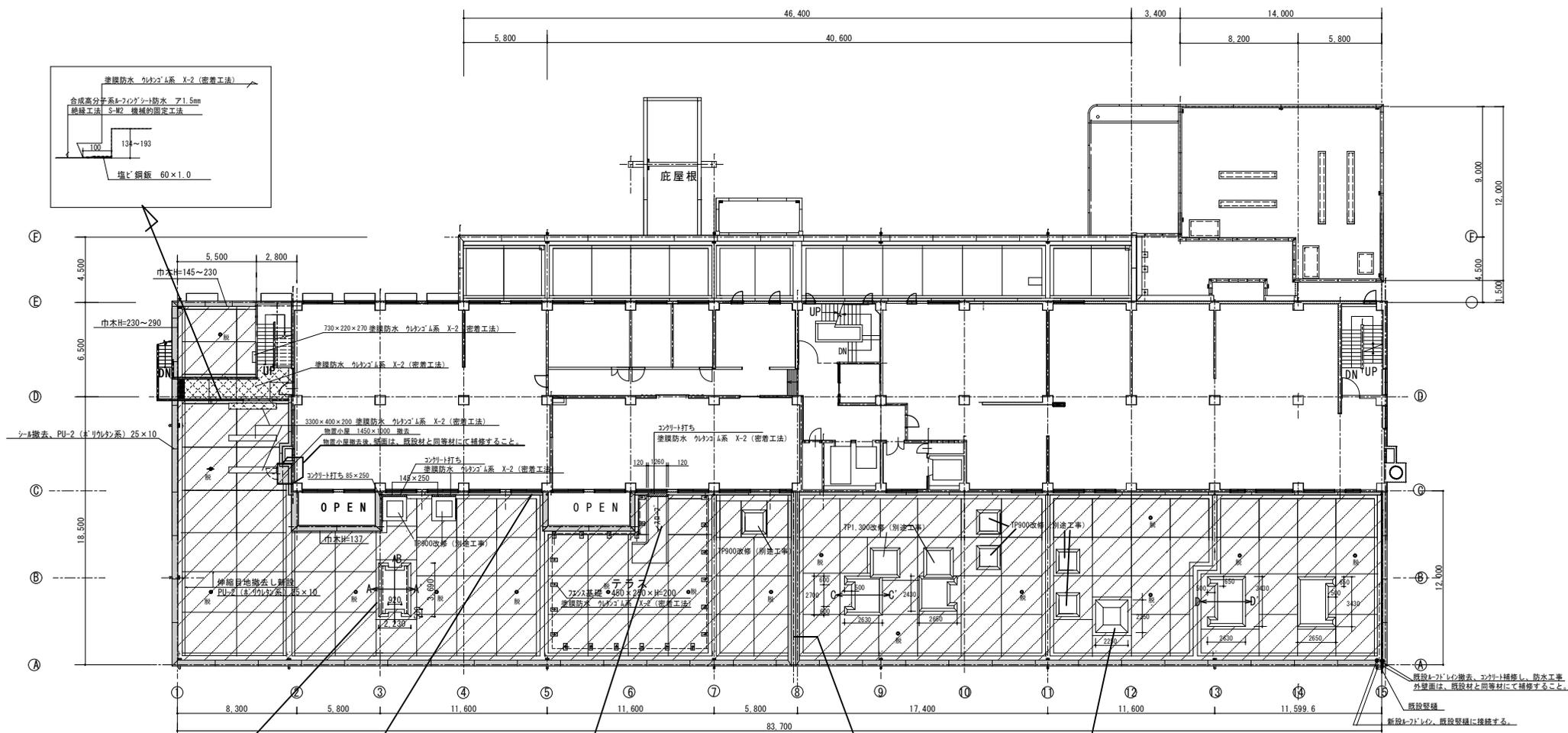
項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	<p>①図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁審判部監修の下記による。</p> <p>①公称建築改修工事標準仕様書(建築工編)平成31年版(以下「改修仕」という。)</p> <p>②公称建築工事標準仕様書(建築工編)(平成31年版)(以下「標準仕」という。)</p> <p>③建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)</p> <p>④設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(②から⑤に対するもの)</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>⑤施工条件に次による。</p> <p>・工程においては、施設管理者と協議の上決定すること</p> <p>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を行う作業は施設管理者と、協議の上行うこと。</p> <p>・その他の詳細な施工案件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時、施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>・本工事の着手時に、給排水、地下埋設物の調査を行う。</p> <p>・コンクリート部分の取壊し工事は 8 時から 17 時までとする。</p> <p>・工事のため占用する道路部分の許可等の関係官公署への届出手続等は本工事に含まれる。</p> <p>本工事の進入路は、路線バス等の進入路となっているため、重運入については、Aの道路に支障とならないよう十分に配慮すること。</p> <p>⑥本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び整備等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる等写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>但し、同規定に記載されていない場合、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県騒音防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>⑦本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内内容に同特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>⑧受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。</p> <p>⑨交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、顯示する場所に〇〇日間配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一般又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。【<u>監督員行方ないない</u>】)。</p> <p>・警備員は、成人(優人)。夜〇人：うち検定合格警備員〇人を見込んでほしい。</p> <p>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ都提出しなければならない。</p>
2. 工事関係図書	<p>①施工立先主、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工期別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>②上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>③施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>④工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。</p> <p>⑤工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工区名を記入し、顔写真を添付すること。</p> <p>⑥工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと</p> <p>⑦工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害対策防止対策要綱(平成6年1月12日 建設省建設第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年12月 建設省建設第3号)その他関係法令に「厳格」に拘束すること。</p> <p>⑧受注者は、工事の施工所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)を着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>⑨受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設運営に支障がないよう受注者の負担でその修復補修又は補償すること。</p> <p>⑩受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含</p>

項 目	特 記 事 項																																										
3. 安全衛生管理	<p>む。)又は貨物自動車から即作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>⑪受注者は、機械等貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から即作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>⑫受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機通過時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの乗台の下ろし等について、実行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>⑬受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>⑭休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業申請」を監督員に提出すること。</p> <p>⑮受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送に伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>⑯受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における遅延防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>⑰工事現場には、工事確認を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>⑱受注者は、本工事において使用する工事着衣(ヘルメット等)については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>⑲発生材の処理等は、次により適正に行う。</p>																																										
4. 工事現場管理	<p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物品及び有価物と判断される物については、報告及び引渡しを要する</p> <p>(2) 上記以外に発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に準じて処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をい)、様式の規定による場合は監督職員と読み替える(以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、発生材の処分方法を記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離(km)</th> <th>処分量(円)</th> <th>取捨</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3)ナツト(無鉛) 移移</td> <td>南砺市(有) (中間処分)</td> <td>阿南市津島津西分178-1</td> <td>37.7</td> <td>800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>(株) 旭金属</td> <td>徳島市津島津川1212</td> <td>63.9</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>廃ア</td> <td>(財) 徳島県環境整備公社 (債)</td> <td>阿南市柳町小橋177番の地先 阿南市柳町小橋177番の地先</td> <td>35.3</td> <td>22700</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有) 徳島興産 中興員認定業者</td> <td>徳島市津島津西分290号 徳島市津島津西分290号</td> <td>59.8</td> <td>10000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石膏等-1</td> <td>(財) 徳島県環境整備公社 (債)</td> <td>阿南市柳町小橋177番の地先 阿南市柳町小橋177番の地先</td> <td>35.3</td> <td>22700</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>サッシ アルミ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者として、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、建設の事情により優良産業処分業者以外の処分場で行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト等の処分先については、中間処理施設のみとする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が抽出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土抽出設備、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土抽出設備(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>⑳汚泥処分について</p> <p>中間処分待ち込む場合、原則成分試験は必要ないが、処分場から成分試験を求められることがあるので、確認すること</p> <p>㉑受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(国土25建設省令第19号)第3条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一規規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBIRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(国土25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一規規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設副産物管理票を工事現場から搬出する場合には、COBIRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後直ちにCOBIRISにより再生資源利用実績書及び再生資源利用促進実施報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBIRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	処分許可業者の会社名	所在地	運搬距離(km)	処分量(円)	取捨	単位	3)ナツト(無鉛) 移移	南砺市(有) (中間処分)	阿南市津島津西分178-1	37.7	800	t	金属(処分)	(株) 旭金属	徳島市津島津川1212	63.9	0	t	廃ア	(財) 徳島県環境整備公社 (債)	阿南市柳町小橋177番の地先 阿南市柳町小橋177番の地先	35.3	22700	t	木材	(有) 徳島興産 中興員認定業者	徳島市津島津西分290号 徳島市津島津西分290号	59.8	10000	t	石膏等-1	(財) 徳島県環境整備公社 (債)	阿南市柳町小橋177番の地先 阿南市柳町小橋177番の地先	35.3	22700	t	サッシ アルミ					
処分許可業者の会社名	所在地	運搬距離(km)	処分量(円)	取捨	単位																																						
3)ナツト(無鉛) 移移	南砺市(有) (中間処分)	阿南市津島津西分178-1	37.7	800	t																																						
金属(処分)	(株) 旭金属	徳島市津島津川1212	63.9	0	t																																						
廃ア	(財) 徳島県環境整備公社 (債)	阿南市柳町小橋177番の地先 阿南市柳町小橋177番の地先	35.3	22700	t																																						
木材	(有) 徳島興産 中興員認定業者	徳島市津島津西分290号 徳島市津島津西分290号	59.8	10000	t																																						
石膏等-1	(財) 徳島県環境整備公社 (債)	阿南市柳町小橋177番の地先 阿南市柳町小橋177番の地先	35.3	22700	t																																						
サッシ アルミ																																											
5. 施工調査	<p>①本工事の着手時に、給排水等の調査を行う。調査期間は1週間とする。</p>																																										
6. 材料・製品等	<p>②本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定められた品質、認定又は登録されていること。</p> <p>(3) 製造又は施工の履歴があり、その履歴があること。</p> <p>なお、「評価名簿」に記載されているものは、国土交通大臣官庁審判部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>③受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>④受注者は、工事完了後、積算金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>⑤改修機に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>⑥県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外にない、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、積算金額が500万円以上の工事において、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書面を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接運搬するなど、前項により認められる場合は木材運送先の産地及び相手の氏名等を入力した書面を監督員へ提出しなければならない。</p>																																										
7. 施工	<p>⑦建材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で契約を締結している、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p>																																										
9. 技能士の適用	<p>⑧県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、積算金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、積算金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の大部分を県内産出の原料材を使用している製品</p> <p>② 徳島県内で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県内製造であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書等との関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>⑨受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から関連した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>⑩工事現場監督員は常駐できないので、隠蔽な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出した時、又は経費改善課へ問い合わせ、工事に連帯のしないようにすること。</p> <p>⑪施工にあつては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発生した場合は、工事が進行済みであつては根本的な直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>⑫技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするときに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと、技能士は、氏名、検査職種、技能士番号等を指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてその活用を図るよう努めることとする。</p>																																										

工事名	R2病棟 旧徳島県立海部病院 車・中村 屋上防水改修工事(1)(南側)	図面番号	A-1	松根-級建築士事務所
図面名称	特記仕様書 1	縮尺		徳島市津島津東町4丁目3番地2号 TEL 089-662-2844 松根美幸 級建築士 登録番号 61874号







	平場
	遮膜防水 ウレタン系 X-2 (密着工法)
	合成高分子系膜-フッゴシート防水 ア1.5mm 接合工法 S-F2
	合成高分子系膜-フッゴシート防水 ア1.5mm 絶縁工法 S-M2 機械的固定工法
	幅木 立上り部分 (トッパライ幅木部分も含む)
	合成高分子系膜-フッゴシート防水 ア1.5mm 接合工法 S-F2
	バルコニー 笠木部分 壁付きバルコニー 部分
	遮膜防水 ウレタン系 X-2 (密着工法)
	脱気筒をしめす。
	改修ドレンをしめす。

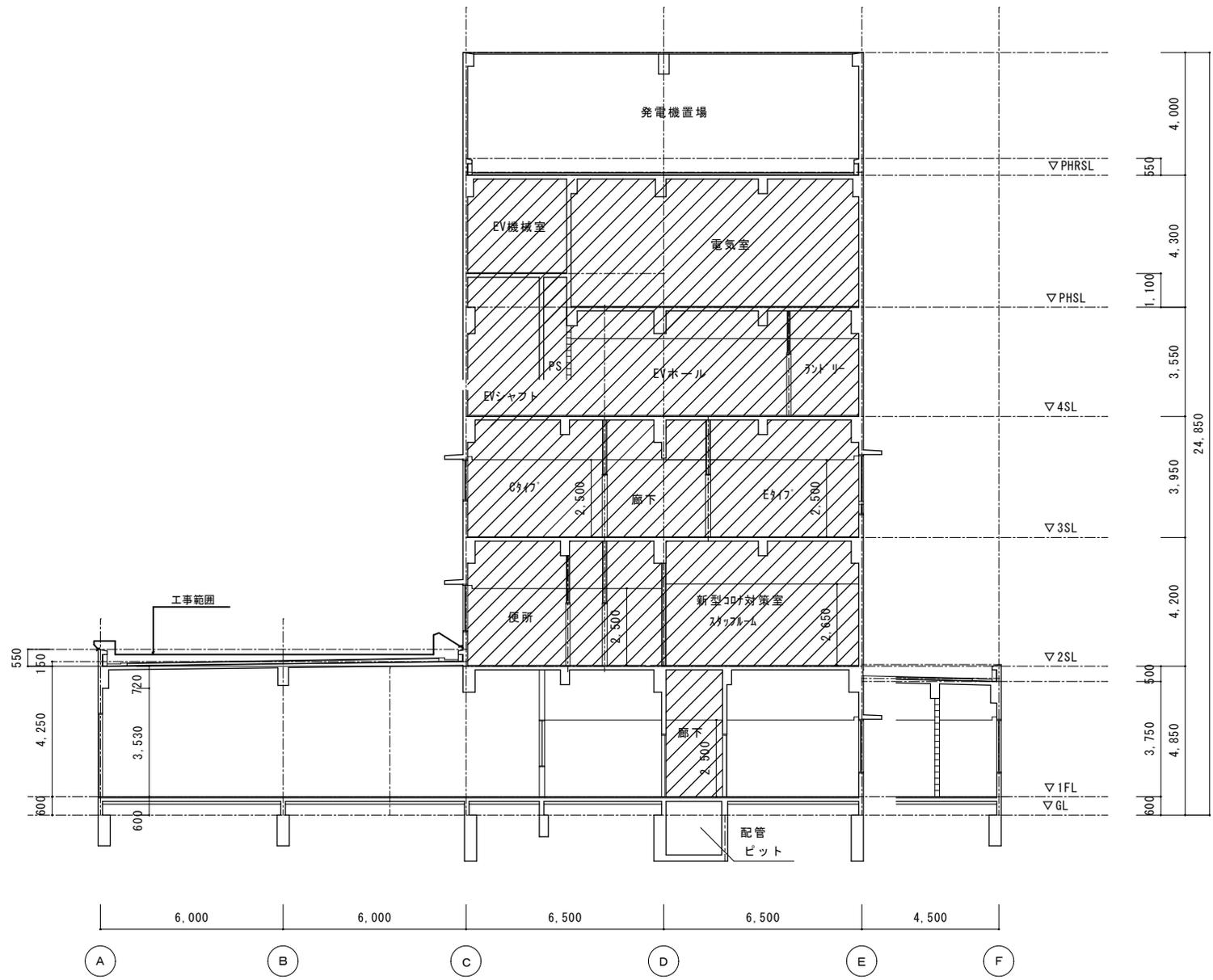
	工事範囲
	① 遮膜防水 ウレタン系 X-2 (密着工法)
	② 合成高分子系膜-フッゴシート防水 ア1.5mm 接合工法 S-F2
	③ 合成高分子系膜-フッゴシート防水 ア1.5mm 絶縁工法 S-M2 機械的固定工法

※の寸法は現場当たり寸法を優先すること。

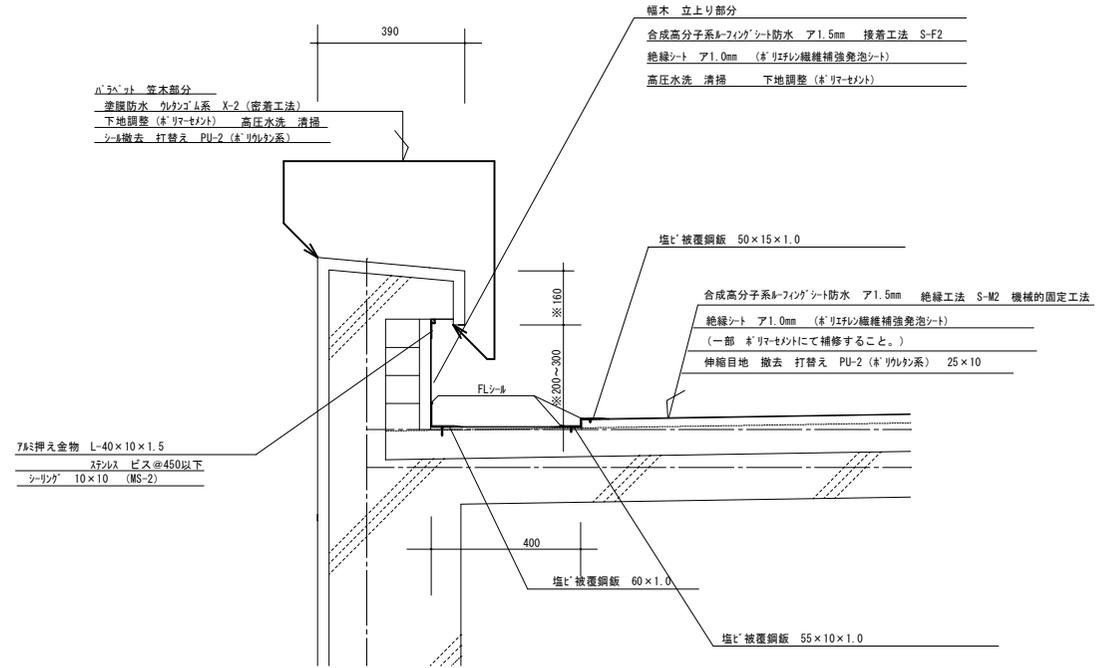
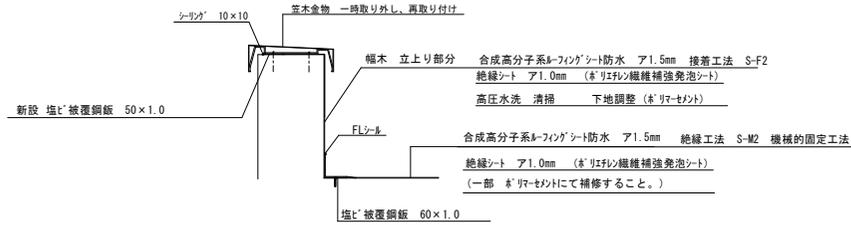
1階屋上防水平面図 SC 1/200

1/20





工事名	R2病棟 旧徳島県立海部病院 車・中村 屋上防水改修工事(1) (南側)	図面番号	A-6	松根-総建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番0-2号 TEL 089-662-2844 松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号
図面名称	断面図(2)	縮尺	1/100	



塩ビ被覆鋼板 (塩ビ被覆高耐食鋼板)	
規格	厚さ 1.0mm (樹脂層 0.3mm + 高耐食めっき鋼板 0.6mm + 裏面樹脂層 0.1mm )

改修ドレイン詳細図

SXC 1/10

防水モルタル金コテ 伸縮目地切仕上  
押えコンクリートt60  
モルタルt20  
アスファルト防水  
コンクリートこて仕上(増打t20)

既存ドレイン横引き型  
16ヶ所 100φ用

既存ドレイン横引き型  
16ヶ所 100φ用

改修用ドレイン(横引き型100φ用)【改修】  
塩ビ製(ストレーナーキャップ共)【改修】

立上【改修】

平面【改修】

改修前

改修後

防水改修仕上表	
立上	S-F2(接着工法)
平面	S-M2

凡例  
【 】は工事範囲を示す

脱気筒廻り詳細図

SXC 1/10



改修後

防水改修仕上表	
立上	S-F2(接着工法)
平面	S-M2

脱気筒は70㎡に1箇所設置する。

凡例  
【 】は工事範囲を示す

伸縮目地材廻り詳細図

SXC 1/10

伸縮目地材【撤去】

塗膜防水X-1【改修】  
シーリング(PU-2)25×10【改修】

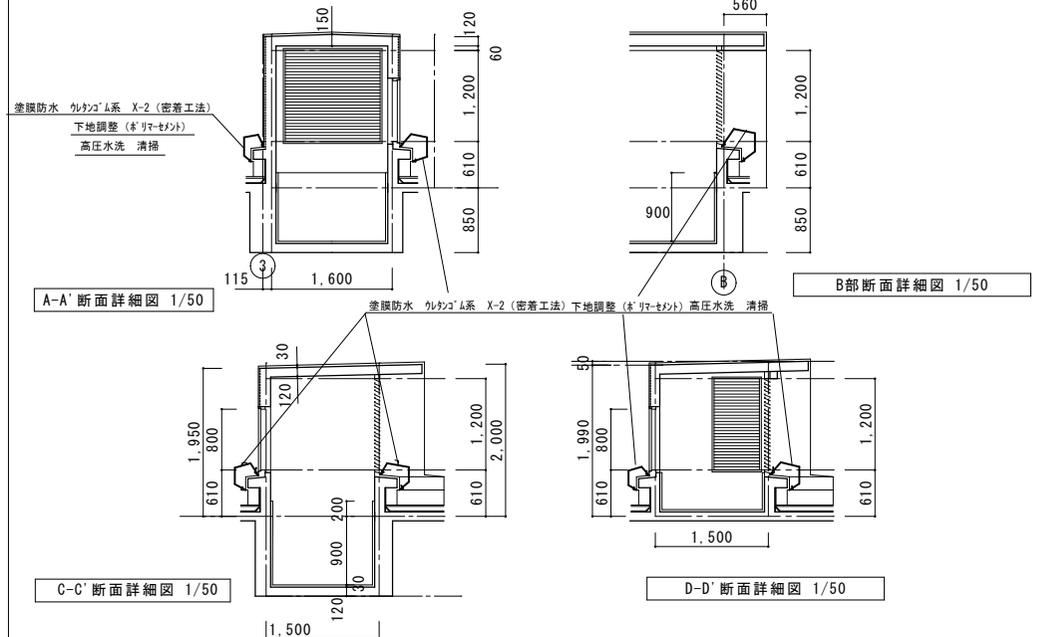
改修前

改修後

凡例  
【 】は工事範囲を示す

換気塔詳細図

SC 1/50



A-A' 断面詳細図 1/50

B部断面詳細図 1/50

C-C' 断面詳細図 1/50

D-D' 断面詳細図 1/50

工事名	R2病棟 旧徳島県立海部病院	図面番号	A-8	松根-級建築士事務所
図面名称	車・中村 屋上防水改修工事(1)(南側)	縮尺	1/10 1/50	徳島県徳島市本町4丁目3番8-2号 TEL 089-662-2844
	詳細図 改修ドレイン 脱気筒廻り			松根英幸 1級建築士 登録番号 81674号
	伸縮目地材廻り 換気塔			